慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	揺籃期のフランス社会保険立法 : 1910年労働者農民老齢年金法の制定
Sub Title	Les débuts des lois sur les assurances sociales francaises : l'établissement de la loi sur les retraites ouvrières et paysannes en 1910
Author	中上, 光夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1977
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.70, No.5 (1977. 10) ,p.536(40)- 547(51)
JaLC DOI	10.14991/001.19771001-0040
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19771001-0040

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

揺籃期のフランス社会保険立法

——1910年労働者農民老齢年金法の制定——

中　上　光　夫

目　次

序
Ⅰ　労働者農民老齢年金法の成立経過
Ⅱ　労働者農民老齢年金法の概要
Ⅲ　老齢年金法の阻害者
Ⅳ　1910年老齢年金法の挫折

序

フランスにおいても扶助や私的慈善の長い歴史が存在する。[1] 1793年や1848年の革命時の憲法は，実際には曖昧な公約にすぎなかったにせよ，「公的扶助は社会の一つの神聖な負債である」と謳っていたが，これも歴史的蓄積の上にもたらされた宣言なのであった。

19世紀には，救済に関しても「自由主義」的思想が支配的であって，それによれば，貧民に救済される権利を認めてはならないばかりでなく，立法による扶助も被救済権に連なる有害な行為であると考えられていた。種々の救済活動は，あくまでも，慈善行為として，あるいは恩恵として，行われねばならなかったのである。

救済に対するこうした見解は，貧困を少数の現象とみなしえた当時の社会状況と無関係ではありえない。19世紀のフランスは，基本的に農村社会であって，パリやリヨンといった大都市を別にすれば，農村地方では，通常，都市的・資本主義的な貧困は存在しなかったのであり，生活困窮者は各市町村（コミューン）内部において，共同体的な救済を受けていたのである。[2] そこでは，院内救済はほとんど存在しなかったし，院外救済という形態の扶助もあまり必要とはされなかったのである。そうした社会では，また，老齢に対して備えをなす必要性も少なかったといえよう。

一方，緩慢ながらも進行していた産業の発達は，賃金労働者を増大させつつあり，それとともに，都市を中心に，共済組合・貯蓄銀行・被用者退職年金制度等の民間救済機関も発達していった。国家は，保護と統制を与えるという限りでは，これらに関与していたし，また，1850年の老齢年金全国金庫（Caisse nationale des Retraites pour la Vieillesse）[3] のように国が創設した救済機関も存在したのではあるが，19世紀末以前においては，国家の活動は個人が自発的に救済機関に加入するという「任意原則」を越えるものではなかった。

19世紀末から20世紀初頭以降，この国においても，こうした救済制度をもってしては，社会的変動に十分に対処しえなくなりつつあった。1905年に，「強制原則」の最初の勝利といわれる無拠出老齢年金制度を設置した老齢者扶助法（la loi relative à l'assistance obligatoire aux vieillards, aux infirmes et aux incurables privés de ressources）が制定される。労働者農民老齢年金法（la loi sur les Retraites ouvrières

注（1）フランスの公的扶助の歴史，及び19世紀のその制度については，さしあたり，つぎの論文がコンパクトに概観を示してくれる。E. G. Balch, 'Public Assistance of the Poor in France' Publication of the American Economic Associations, Vol. Ⅷ, Nos 4 & 5, 1893, pp. 3～179.

（2）ibid., pp. 89～92.

（3）19世紀末迄の老齢年金全国金庫の歴史については，つぎの論文が興味深い。Raoul Jay, 'L'Assurance ouvrière & la Caisse nationale des retraites pour la vieillesse' Revue Politique et Parlementaire, (以下，R. P. P. と略称) Tome 4, 1895 pp. 84-107.

et paysannes) もこの延長線上に位置付けられるが，労使の拠出を必要とするという点で，これこそが本格的な強制原則の立法であり，国家による救済の社会的制度化への道を開くものであった。私的自助的なフランスの救済制度の伝統の中にあって，この立法は容易に受け入れられなかったのであるが，ここに，社会保険制度の基礎が据えられたのである。

I 労働者農民老齢年金法の成立経過

1.老齢年金法案の提案

広義の老齢年金法を求める運動はフランス革命にまで遡り，19世紀の間に，この問題を扱った五千以上の議案が下院に提出されたといわれる。第三共和制になって，この運動は勢いを増すが，初期の運動は現実性がなかったようである。(4)

1910年法は20年の歴史をもつ。1891年6月に，当時の内相コンスタン (Ernest Constans) が，前年に組織された議会の労働委員会へ最初の法案を提出している。この法案は，労働者の拠出分を補うための雇主と国家からの十分な拠出という近代的な社会保険の原則を受け入れていたばかりでなく，遺族給付，廃疾年金，経過措置への考慮もなされていた。しかし，この法案は，あらゆる労働者が老齢保障されるとしつつも，脱退しうることをも規定していたという点で「表面的な強制提案」でしかなかった。労働委員会は，コンスタン法案などを検討したのち，1893年2月に，下院に，任意原則に立脚した法案を提出したが，議会解散のため審議に至らなかった。この年の総選挙後，急進派と提携した社会主義者が進出した議会では，社会保険委員会 (Commission d'Assurance et de Prévoyance sociales)が創設され，1896年12月に至り，下院に委員会報告が提出された。1896年法案も，労使双方が相互に拠出を強制しうるとしてはいたが，強制原則には反発を示しており，議会では審議されなかった。1895-98年議会会期末ごろには，一般に関心は労働災害・疾病問題に向けられており，老齢年金問題は暫時放置された。

2.強制的老齢年金法案の提案

1896年法案を提出した社会保険委員会は，フランスでは貯金や共済組合といった任意制度が発達しているとの判断に依拠したのであったが，1898年に労働監督官 (Inspection du Travail) の調査(5)が発表され，老齢年金への加入者が労働者の1割前後にすぎないことが明らかにされた。

ドレフュス事件渦中の1898年5月に行われた総選挙(6)後，こうした事情を踏まえて，議会には多くの老齢年金に関する議案が提出され，新たな社会保険委員会に付託された。社会主義者や社会カトリック派の提案を始めとして，当時の多くの提案は任意保険制度を不十分とみなすものであった。(7) 1899年に「共和制防衛」を掲げるワルデック＝ルソー内閣が成立し，翌1900年3月に，初めて完全に強制原則を受け入れた社会保険委員会の報告と法案草案(8)が発表された。しかし，この法案は給付額において寛大な規定を含んでいたので，国庫負担増加を恐れる政府の反対を招き，委員会はその修正を余儀なくされた。1901年5月に修正法案(9)が下

注(4) I. M. Rubinow, 'Compulsory old-age insurance in France' Political Science Quarterly, Vol. 26, 1911, pp. 505.

(5) この調査については，Francis Netter, 'Les retraites en France avant le XXe Siècle' Droit Social, Juin 1963, pp. 367-9参照。Netter は老齢年金への加入者数を656万労働者 (travailleurs) のうち，76万人としている。

(6) Francis Goguel, La politique des partis sous la Troisième Republique, Paris, 1946, pp. 111-2.

(7) しかし，社会主義者からの提案は，有名であったエスキュイエ (Escuyer) 法案のような例外を別とすれば，原則論の提示にとどまっていた。社会カトリック派は，その一分派が，社会主義者の一部と同様に，無拠出年金制を主張してはいたが，大多数は強制原則の年金保険法を支持していた。Paul Imbert, Les Retraites des Travailliurs, Paris, 1905, pp. 128-131.

(8) この法案の主要な規定は次の通り。(イ)商工農業の全賃金労働者に対する強制保険。(ロ)労使同額拠出。(ハ)20の地方金庫創設。地方金庫による投資。(ニ)年金年齢65歳。(ホ)360fr. の老齢年金とするための国庫給付。(ヘ)150-360fr. の経過年金。(ト)遺族給付，廃疾年金の規定。Rubinow, art. cit., pp. 510-12.

(9) 主な修正点，(イ)完全年金360fr. 保証を撤回。その代りに，年金計算において3％の利子を保証。(ロ)経過年金を100-160fr. へ引下げ。(ハ)地方金庫制に代えて，単一中央金庫の創設。(ニ)廃疾年金への補助金を，一部，地方自治体負担とする。(ホ)遺族給付修正。ibid., pp. 512-3. なお，1901年6月の法案については，Imbert, op. cit., pp. 133-6, 292-305 参照。

院に提出され，審議が開始されたが，意見の相違は多く，7月に審議は中断し，政府は商工農業の労使団体等に対して，年金法について打診するよう求められた。[10] 多くの資料を再検討したのち，1902年1月に，委員会は以前の法案より更に後退したこの会期四度目の修正法案を提出したが，[11] 下院は態度を保留したままであった。

3. 強制的老齢年金法の成立

左右の政治的対立の続く中で，政教分離問題を争点とした1902年5月の総選挙は，共和派ブロックの圧勝に終り，社会連帯を唱える急進社会党を中心にしてコンブ内閣が組閣される。[12] 翌月，国会が開会され，新社会保険委員会には老齢年金に関する諸議案が付託された。しかし，コンブ内閣は反教会立法のために社会立法を犠牲にしたともいわれるが，[13] この時期には，社会立法に関する議会の関心は老齢者扶助法案に向かい，保険制の老齢年金法案は顧慮されなかった。とはいえ，扶助法案の審議は，無拠出年金制度とともに拠出制老齢年金も不可欠であることを明らかにした。[14] 下院の社会保険委員会は，慎重に検討した結果，1904年11月に下院に老齢年金法案を提出した。そして翌年7月から長く困難な審議が続き，[15] 原案は，根本的変化はなかったものの，夥しい修正を受け，1906年2月に至って下院においてほぼ満場一致で可決された。[16]

下院を通過した老齢年金法案の概要は次の通りである。[17]

1，年収2,400fr. 以下の商工農業の被用者・分益小作農・借地農に対しては，強制保険であり，商人・職人・自営農に対しては任意保険となる。

2，年金支給開始年齢は，原則として，60歳。

3，商工業では，労使双方が被用者の賃金の2％を拠出し，農業では，労使が一労働日につき5サンチームの均一拠出を平等に分担する。徴収は源泉徴収制（le prélèvement sur le salaire）による。また，下院において，一日1.5fr. 以下の労働者は，徴収が免除されると修正された。

4，30年間拠出した場合の完全年金に対する国庫給付は，商工業の被用者では120fr.，農業では100fr. であり，完全年金最低額は，商工業では360fr.，農業では240fr. であった。

5，積立金は，設置予定の単一の中央金庫の管理のもとに投資される。

6，共済組合等の老齢年金金庫業務は認められる。共済組合員は，年金を減らされることなく，拠出の半分を疾病保険に割当てることが認められている。

7，遺族給付としては，50fr. が6ヵ月間給付される。

注(10) 関係団体に対する調査は「ラリエ（rallié＝共和制に加担した王党）」派議員の提案であった。この調査は法案反対を明るみに出すであろうと予想されていた。調査の結果は，「強制」原則賛成13％，反対87％，Henri Hatzfeld, Du paupérisme à la sécurité sociale 1850-1940, Paris, 1971, pp. 58-60.

(11) 修正点。(イ)計画中の中央老齢年金金庫と既存の老齢年金全国金庫以外に，共済組合・企業主金庫・貯蓄金庫・保険会社なども，被保険者の選択に基づき，老齢年金のために利用されうるとした。(ロ)分益小作農・小自営農・職人・小商人等のための任意制度を規定。(ハ)労使の通常拠出金レートを賃金の2％とし，全体として年金引下げ。(ニ)年金360fr. の受給資格取得者には，雇主拠出分を受けとれないなどの制限が加えられる。(ホ)廃疾年金の受給条件を若干緩和するとともに年金最低額の引下げ。Rubinow, art. cit., pp. 514-5.

(12) J. P. T. Bury, France 1814-1940, London 1949, (Reprinted, 1972) p. 200.

(13) 1904年3月17日のミルランの発言。これに対して，「急進（社会）党は，教権主義に対する闘争には精力的であるにしても，社会立法（œuvres sociales）にはすぐ無関心になると言って，社会党はとかく喜びがちである。そんなことはないのだ」と，急進社会党は，1901年の結成以来，「社会連帯立法」に積極的であったことを主張している。Armand Charpentier, Le parti radical et radical-socialiste à travers ses congrès (1901-1911), Paris, 1913, p. 395.

(14) Hatzfeld, op. cit., pp. 59, 70.

(15) 1905年の急進社会党大会でも，「我党の一つの基本原則，それは連帯の強制である。我党が高い道徳的価値を引き出すのは，この原則の確立と実行からなのである」と，年金法案の早期可決を促しつつも，委員会案の積立方式に反対して賦課方式を求める報告がなされている。Charpentier, op. cit., pp. 398-9.

(16) A. Millerand, 'La politique sociale sous la Troisième République', R. P. P., Tome 48, 1906, p. 22.

(17) これについては，下記を参照。Gaston Sciama, 'Les retraites ouvrières' R.P.P. Tome 61, 1909. pp. 226-7, Rubinow, art.cit., pp. 515-6, Georges Bonnefous, Histoire Politique de la Troisième République, Tome 1, Paris, 1956 pp. 167-8.

下院を通過した年金法案は，全体的に，社会保険委員会案よりもリベラルな修正が加えられていた。この法案は，上院において，労働者老齢年金上院委員会に付託された。間接選挙で選出される議員によって構成される上院は，下院よりも保守的であって，下院通過の老齢年金法案を受けた上院委員会は，改めて関係団体に対する調査を実施することにした。

1906年は，国内外において，政治的・社会的に騒々しい年[18]であったにもかかわず，共和制は安定し，景気も上向いており，急進社会党を中心とする左派ブロックは，5月の総選挙で更に議席を増やし，10月には急進社会党の指導者クレマンソーが内閣を組閣するに至る。クレマンソー内閣は，労働運動に対して強圧的な政策を採用することになるが，また一方では，商務省から労働省を分離独立させ，労相に独立社会主義者のヴィヴィアーニ (René Viviani) を起用し，社会政策にも意欲を示すことになる[19]。

1907年の上院委員会調査の結果は，強制原則に対する反対が6割に達し，相変わらず多数意見であることを示すものであったが，同時に，強制原則の支持者も三分の一を占め，1901年の調査時より増大したことをも示していた。

一方，下院を通過した年金法案の費用の見積りは，下院社会保険委員会と上院委員会とでは大きくくい違っていた[20]。1907年2月，政府は国庫給付の総額 (une somme forfaitaire) の限度額[21]を上院委員会に通知したが，翌1908年2月，委員会は大幅な国庫負担を恐れて，その限度内では提案されている老齢年金制度の設立は困難であるとして，法案を拒否した。これまで，政府は，再三にわたり，上院が老齢年金法案を早期に可決するよう求めてきていたが[22]，また，下院が可決した法案は改訂しえないとも声明してきていた[23]。しかし，ここに至って，政府は，原則を損うことなく法案を安上りにするための修正を提案する[24]。1908年11月に，上院委員会委員長キュヴィノー (Paul Cuvinot) が，労働者の強制拠出に対する敵意を理由にして，任意制老齢年金制度を提案するというハプニングもあったが，比較的政府の要望に沿っていたボワリエ (Fra-

注(18) フランス国内についても，上下院選挙，二度の内閣交代（サリアン内閣とクレマンソー内閣），政教分離法の浸透，CGTのアミアン憲章採択などがある。

(19) Bonnefous, op. cit., pp. 18, 36, 47-8. なお，労働省の正式名称は，労働・社会保険省 (Ministère du Travail et de la Prévoyance sociale)。以後，ヴィヴィアーニは老齢年金法制定のために奔走する。

(20) 社会保険委員会は当初の費用を年247.9百万fr. と見積った。ibid., p. 518. しかし，上院委員会は当初の年費用を312百万fr.，その後の経過期間には545百万fr.，通常期間 (période constante) になっても年費用は425百万fr. であると評価した。Bonnefous, op. cit., p. 168. なお，上院委員会案の通常制度 (régime constant) の下での費用は次のように計算されている。

			(単位千fr.)
雇主負担		88,800	
被用者拠出		59,200	
国庫負担		89,900	
	国庫負担内訳	管理費	15,000
		被用者拠出への割増給付	34,700
		終身給付への分担金	35,800
		共済組合への補助金	5,000
		遺族給付	14,400
総費用		237,900	

出所: M. Malzac, 'Retraite-Mutualité-Assistance', R.P.P., Tome 62. 1909. pp. 471-2.

(21) 「国庫給付は総額100百万フランに制限されねばなるまい。」Bonnefous, op. cit., p. 105.

(22) 例えば，1906年3月サリアン内閣の施政方針演説や同年10月クレマンソー内閣の施政方針演説。ibid., pp. 12, 38.

(23) Fernand Faure, 'Deux années de politique radicale-socialiste' R.P.P. Tome 56, 1908. p. 238.

(24) 提案された主要な修正点は，年金年齢を60歳から65歳へ引上げることと，日給1.5fr. 以下の場合の拠出免除の撤回である。Bonnefous, op. cit., p. 169.

nçois Poirrier）の提案した法案[25]が上院委員会によって採用され，1909年4月に上院へ提出された。

1909年7月には，クレマンソーに代ってブリアン内閣が成立するが，老齢年金法制定を担当していた労相のヴィヴアーニは留任する。この内閣の施政方針演説は，政府の主要政策目標として，上院での老齢年金法の会期内成立を約束していた。1910年4—5月の総選挙も近づき，老齢年金法を綱領に掲げることの有利性が語られるようになる[26]。1910年3月に，上院はこの法案の独特の条項の大部分を削除したあとで，これを圧倒的多数で採択した。可決された年金法案は，1906年の下院通過法案に近づいてはいたが，上院財政委員会の主張により，年金法の財源を作りだす1911年予算法において法の施行日を定めると決定されるなど，必ずしも政府の希望とは一致していなかった[27]。しかし，後退した上院の老齢年金法案を受けとった下院は，無修正のまま，1910年3月31日にほとんど満場一致でこれを可決成立させた。1910年4月5日，労働者農民老齢年金法は官報によって公布された。

II　労働者農民老齢年金法の概要

1.対　象

この老齢年金法は，全産業の被用者を対象とする。ただし，既存の公的年金制度の下にある鉱山労働者・登録海員・大鉄道会社従業員・国家及び地方公務員，そして年収5,000fr.を越える被用者は除外される。借地農(fermiers)，分益小作農(métayers)，自営農(cultivateurs)，職人，小企業主，被保険者の妻や寡婦，年収，3,000—5,000fr.の被用者には，任意保険が適用され，農業日雇労働者や家庭奉公人なども含む年収3,000fr.以下の被用者に対しては，強制保険が適用された[28]。被保険者数は，強制保険が1,050万人，任意保険が600万人と予測された[29]。

2. 老齢年金

強制保険の拠出は，賃金額とは無関係の均一拠出で，年拠出額は男9fr.，女6fr.18歳以下の抗夫4.5fr.と決められた。日雇労働者を考慮して，1年を300労働日として算出された日拠出額も決定された。また，強制保険加入者も，年金増額のための追加拠出を行ないえた。

被保険者と雇主と国の三者拠出が，1910年老齢年金法の一つの基本原則であったが，被保険者の給与からの源泉徴収による拠出に対して，雇主は同額の拠出を行なった。個々の口座の積立金には，年3％の利子が予定され，これらに対して，国は被保険者が65歳の年金年齢(l'âge de la retraite)に達したのち，30年以上の拠出者に対しては60fr.の，15年以上30年未満の拠出者に対しては年1.5fr.の割合の国庫給付（Allocations de l'État）を与えることになっていた。被用者は，15歳で拠出を開始したとして，50年後に，男は約380fr.，女は約300fr.の年金を受けとるものと予測された[30]。

任意保険では，分益小作農は強制保険対象者に準じて特別に扱われ，6fr.以上の年拠出額に応じて，地主が雇主としての立場から最高9fr.までの同額の拠出金を補助することになっていた。それ以外の任意保険加入者は，単独で9-18fr.の年拠出を行なった[31]。任

注(25)　この法案では，強制原則，労使国の三者拠出，年金年齢65歳などは認められていたが，個々の条項では下院法案や政府の主張と異なるところが多かった。主な上院委員会法案の特徴点は，(イ)被用者拠出分は割増金を添えて投資されるが，雇主拠出分は，国の補足拠出分も含めて，65歳以上の労働者の120fr.の終身年金に分配される。(ロ)年齢によって，被用者は3fr.か6fr.の定額を拠出し，雇主はそれぞれに対して，4.5fr.か9fr.を拠出する。(ハ)源泉徴収制でなく，被者用自身が拠出する。ibid., pp. 169-170.

(26)　Hatzfeld, op. cit., p. 61, また，1909年の急進社会党大会は「社会計画（Le Programme Social)」を決議したが，その中には，鉱山国有化，労働市場組織化，所得税制定，衛生管理等と並んで，労働災害・疾病・廃疾・老齢・失業に対する「社会保険（assurance et de prévoyance sociales）の全業務の組織化」も謳われている。Charpentier, op. cit., pp. 388-390.

(27)　源泉徴収制という政府の主張は容れられたが，希望した労使12fr.の同額拠出は決まらなかった。また，政府の反対にもかかわらず，老齢年金のある共済組合や低家賃住居建設団体（des œuvres d'habitation à bon marché）への支払を強制拠出分から控除することが認められた。

(28)　E. Cohendy et M. Grigaut, Legislation ouvrière, Paris, 発行年不詳（1910年頃）pp. 129-30. Paul Pic, Les Assurances Sociales en France et à l'Étranger, Paris, 1913. p. 173.

(29)　I. M. Rubinow, Social Insurance, London, 1913. p. 351, 1050万人は人口の26％にあたる。

(30)　Rubinow, art. cit., pp. 522-24.

(31)　Cohendy et Grigaut, op. cit., pp. 134-5.

意保険被保険者も，拠出総額と拠出年数が同じであれば，強制保険被保険者とほぼ同等の年金が支給されることになっていた。

3.特別規定

強制保険・任意保険とも，経過年金，減額年金，廃疾年金，遺族給付の規定を有した。強制保険の経過期間 (période transitoire) 措置としては，35—45歳の被用者には一律60fr.，45—65歳では年2fr. の割合で60fr. に追加された国庫給付が支給され，65—70歳の被用者には1905年の老齢者扶助法を援用して，70歳以上の老齢者の半分，最高100fr. の年金が支給されることになっていた。被保険者が70歳に達した時は，老齢年金と1905年法の無拠出年金の併合受給も，ある程度まで認められていた。任意保険の被保険者では，年収3,000fr. を越える所得者と被保険者の妻には経過措置はとられなかったが，それ以外の場合，40歳以上の被保険者に対して，資産や小作料を基準にして，強制保険被保険者並みかそれ以下の国庫給付の支給が決められた。

正常年金年齢は65歳と決められたが，強制・任意両保険とも55歳から減額年金を受けとることができた。

絶対的永久廃疾者に対しては，廃疾が過失によるものであって，労災法などの終身年金を受けられない場合[32]に限り，支給されるべき金額の3倍，最高360fr. の廃疾年金の即時給付が認められた。この規定は，従来，労災法によって保護されていなかった農業における事故にも適用されるという点では前進を示していたが，廃疾認定の条件は厳しく，この規定は非常に貧弱であった。

遺族給付は，月額50fr. が，16歳以下の子供の人数に応じて，3ヵ月から6ヵ月間保証された。遺族給付規定に関しては，フランスの年金法は他国のそれより優れていた。[34]

4.管理運営機構

共済組合等の既存諸機関の抵抗で，単一の中央金庫を新設するというプランが放棄された結果，年金業務は，労相の技術的管理，蔵相の財政的管理という二重の管理下に置かれた諸金庫[35]に分散されることになった。共済組合には，手数料や手当の特典が与えられた。被保険者は，これらの金庫に口座 (les comptes individuels) を開くことになっていた。

強制保険の保険料徴収について，さまざまの方法が永らく議会で討論されたあと，自発的な拠出制ではなく，源泉徴収制に依拠することが決められた。その具体的な実施方策として，被用者が生涯保持する身分証明カード (la carte d' identité) と毎年更新される年度別カード (la carte annuelle) が作成され，賃金から保険料を徴収した雇主が，賃金の支給時ごとに年度別カードに色別された証紙 (les timbres mobiles) を貼って徴収が確認されることになった。拠出しない者には罰金が課せられることになっていた。

このようにして徴収された雇主と被用者の拠出金と，保険統計表に基づいて，国庫給付の元本として一度に払込まれる国の拠出金とは，財務管理を統轄する供託局(Caisse des dépôts et consignations)へ集められ，所定の対象に投資された。[36] 将来に負担をかけないため

注(32) 職業病による廃疾労働者にも廃疾年金が支給されることになった。

(33) Rubinow, op. cit., pp. 360-1.

(34) 労働災害による死亡の場合には，労災法による給付と年金法による給付の併合受給が可能であった。また，1911年のドイツ法の遺族給付はフランスのそれよりも優れていた。Pic, op. cit., p. 191.

(35) 年金業務を委託された金庫は次の通り。

1. 老齢年金全国金庫 (La Caisse nationale des retraites pour la vieillesse)
2. 共済組合またはその連合 (Les sociétés ou unions de sociétés de secours mutuels)
3. 老齢年金県・地区金庫 (Les caisses départementales ou régionales de retraites)
4. 老齢年金企業主・経営者金庫 (Les caisses patronales ou syndicales de retraites)
5. 労働障害保障経営者金庫 (Les caisses de syndicats de garantie)
6. 同業組合老齢年金金庫 (Les caisses de retraites des syndicats professionnels)

これらは，いずれも認可された機関でなければならない。老齢年金県・地区金庫は政令によって新設され，政府・被保険者・経営者の同数代表により構成される管理委員会によって運営される。同業組合老齢年金金庫は，共済組合と同様の特権を享受した。Cohendy et Grigaut, op. cit., pp. 136-7, Pic, op. cit., pp. 198-200.

(36) 投資対象は，(イ)国債，国家保証債，(ロ)地方，保護国，商業会議所への貸付金，土地抵当証券，(ハ)未開地や森林の取得，(ニ)低家賃住居建設や公益の保険・衛生団体への貸付金，などである。Pic, op. cit., pp. 200-1.

に，積立方式が採用されたのであるが，大規模な投資が金融市場に有害な影響を及ぼすという議論があり，分散投資が決められていた。

被保険者リストやカードの作成，国庫給付の支給，諸保険金庫との連絡などの年金制度運営業務は，コミューンの役所，県庁，労働省の三レベルの行政機関が分担し，また，老齢年金高等審議会（Conseil supérieur des Retraites）が労相を補佐した。年金法に関する不服申立や罰金宣告の裁判手続き，諸金庫の年金支給に関する諸困難についての決定を下す仲裁委員会（Commission arbitrale）も，法律条項や政令により定められた。[37]

Ⅲ　老齢年金法の阻害者

1. 老齢年金法を推進したのは「独立社会主義者（socialistes indépendants）」や「急進派共和主義者（Républicains radicaux）」であった。[38] 彼らは，あるいは「民主主義」や「社会連帯」といった思想に依拠し，[39] あるいは共和制防衛を唱えて，[40] 社会立法の制定を主張した。こうした老齢年金法の提唱者たちの思想は，年金法の「強制原則」の中に体現されており，それがまた，この立法の特徴ともなっていた。立法過程における最大の問題も，この点をめぐって生じていたと言えるのであるが，実際に論議されたのは，特に強制制度の提案以後に於ては，より具体的な問題とりわけ財政問題に関連した諸困難への対応が中心であったと言える。「強制原則」それ自体が，直接論じられる機会は少なくなっていた。

このような場合，法案修正案の主張者と強制的老齢年金法自体の反対者との区別は必ずしも容易ではないのであるが，以下においては，「強制原則」を主要なメルクマールにとり，老齢年金法の成立・実施を抑制した階層の「反対」の質を検討してみよう。

2. 1910年老齢年金法には社会主義者や労働運動の側から強い批判があびせられる。[41] 社会党のゲード（Jules Guesde）は，労働者拠出を「議会の窃盗」であるとみなし，[42] 積立方式に対しても，国家によって多額の資金が横領される危険があると批判を加えた。CGTも老齢年金法に対して活発な反対闘争を繰り広げた。彼らは老齢年金法は革命を遠ざけるための贈賄であると主張し，また，年金カードが活動家をチェックする労働者手帖の復活につながると主張した。[43] 周知の通り，当時のフランスの労働運動には革命的サンディ

注(37)　ibid pp. 201-6.

(38)　Hatzfeld によれば，社会立法の制定において重要な役割を果したのは，政府・高級官吏（grands commis de l'Etat）独立社会主義者，急進派共和主義者，左翼共和主義者（Républicains de gauche），進歩派共和主義者（Républicains de progrès）であり，社会主義者も補佐役を果した。具体的には，独立社会主義者としては，ワルデック=ルソー内閣で商務相を勤めたミルラン，クレマンソー内閣と第一次ブリアン内閣で労相のヴィヴィアーニ，1911年のモニ内閣で労相のポール=ボンクール（Joseph Paul-Boncour），元代議士で1910年に公的扶助監督官であったミルマン（Léon Mirman,）急進派としては，下院での老齢年金法案の報告者であったギエス（Paul Guieysse），1899-1902年に首相であったワルデック=ルソー，1912年ポワンカレ内閣の労相としてのブルジョワ（Léon Bourgeois），社会主義者としては，ジョレスを指摘している。Hatzfeld, op. cit., pp. 269-270.

(39)　「連帯」は「社会活動を気にかけている左翼共和主義者にとっての集合場所」であった。ibid., p. 270.

(40)　1908年下院でのヴィヴィアーニの発言，「老齢年金法の失敗は，政府ばかりでなく，共和主義者多数派にばかりでもなく，議会制度全体に圧迫を加えさせるだろう」。René Viviani, Les Retraites Ouvrières et Paysannes, Paris, 1910, p. 24.

彼は，また，「議会共和制は空しい装置であり，改革は見せかけだけのものであるというのが真実ではないことを，（また，）合法的活動は労働者が経済的解放を達成するには十分ではないというのが真実ではないことを示すこと」が不可欠であるとも述べた。ibid., pp. 40-41.

(41)　1910年2月の統一社会党ニーム大会では，年金引上げを条件に政府案に賛成していたジョレス派が，193票対156票で，年金法案に反対するゲード派に勝った。しかし，これはゲードが病気で大会に出席できず，ゲード派がまとまりを欠いた結果であって，そうでなかったならば，ジョレスは敗れたであろうといわれる。J. Bourdeau, 'Revue du Mouvement socialiste (1)'R. P. P., Tome 63, 1910, pp. 397-8.

(42)　とはいえ，労働者が毎月1fr. を拠出するという内容の1879年の老齢年金法案に，ゲードも署名していたではないかと，ヴィヴィアーニが指摘した時，彼は忘れたと答えている。ibid., p. 398.

(43)　Hatzfeld., op. cit., pp. 236-7, 240-2.

カリズムが強い影響力をもっており，老齢年金法に対するこの種の批判は，そうした原則論の表明であるといえる。

とはいえ，こうした立場を，労働者の一般的見解と考えることはできないのではないか。CGTは「連合主義」的組織として種々の労働組合が参加していたが，その活動の中心部分は，老齢年金法の強制原則が適用対象として想定した賃金労働者層とはかなりズレがあったように考えられる。(44) CGTの加盟組合のうちでも，坑夫連盟 (Fédération des Mineurs) や鉄道労働者全国組合 (Syndicat national des Travailleurs des Chemins de Fer)は，それらが属する産業部門に特別の公的老齢年金制度を設立する運動を推進してきていたし，(45) 独自の共済活動を行なっていた出版連盟 (Fédération du Livre) のように，(46) 老齢年金制度を原則的に支持し，CGTの老齢年金法反対の行動に批判的であった組合も少なくなかったのである。(47)

だが，老齢年金法が労働者に不人気であったことも否めない。ゲードは年金支給開始年齢が65歳であることを取りあげて「死者にしか年金を与えない」とも批判したが，一般に年金年齢は高齢であると受けとられていた。(48)

年金額が不十分であるということも明白であり，老齢者扶助法に基づいて支給される無拠出年金も老齢年金法による年金も大差ないとさえ考えられていた。(49)

かくして，CGTのミリタンの年金法に対する活発な反対運動も，賃金労働者全体の意志を代弁していたというよりも，新しい制度に対する彼らの不満と不安を表明していたという限りにおいて支持されていたのだと考えられよう。

3. 老齢年金の雇主拠出分を負担させられる個別企業の経済原則は老齢年金法を受容するものではない。だが，年金制度も，長期的には，国民経済において，また，個別企業にとっても，生産性向上に貢献するなどの点でメリットを持ち得るであろう。そこで，大企業では，すでに独自の年金制度を発達させていたのであった。(50)

これに対して，だいたいが財政的に逼迫していた中小企業にとって，老齢年金への負担は認め難いものであった。しかも，小企業主は伝統主義の世界に住んでおり，老齢年金制度によって恩恵を受けると考えなかったばかりか，年金制度のもたらす事務手続の煩雑さにも耐えられないと感じていたのである。

老齢年金法が財政問題をめぐって難航したことはすでに見てきたが，立法化の推進者は，年金制度国庫負担分の財源確保のために，所得税の導入，相続税の改正，宗教予算から年金制度への振替え分の増額，国家独占事業の創設 (la création de monopoles d'Etat) といった政策を主張していた。(51) 所得税や相続税の問題は高額所得税や資産家への課税意図に発したものとはいえ，実際には，大金融業者は資本を海外逃避させることができたし，所得税自体も大衆課税的性格が強か

注(44) CGTによって代表される「革命的サンディカリズムの基盤たる労働者層を，熟練労働者からさらにそれよりも職人的な性格をもった旧い型の労働者層に，おしひろげて考えなければならない」。喜安朗，「革命的サンディカリズム」，河出書房新社，東京，1972, 354頁。

(45) 1910年法に対しても，職業ごとに生活条件や寿命が異なるのであるから職業別の老齢年金とすべきであるという批判もあった。Léon de Seilhac, 'Revue des Questions ouvrières et de prévoyance' R. P. P., Tome 63, 1910, p. 599.

(46) 共済活動を行なっていた労働組合は，フランスでは例外的である。Hatzfeld, op. cit., p. 198.

(47) 1910年のCGTトゥールーズ大会では，ジュオー (Léon Jouhaux) の年金法反対の動議が1049票を獲得したのに対して，年金法を受け入れ，その改正を求めたニール (Niel) の動議は231票であった。ibid., p. 237. この場合，CGTが「各組織とも平等に同一の代議員数」をもち，「派遣代議員数を各組織を構成する労働者数に比例して配分」しないという方法によって運営されていたことが注意さるべきである。喜安朗，前掲書，315-324頁参照。

(48) 年金を受けとるのは宝くじで一等を引くようなもので，100人中93人の労働者は掛金を払うだけに終ってしまうという年金法反対者の説明もあった。Bonnefous, op. cit., p. 172. だが，ヴィヴィアーニは，15歳の人間1000人中530人は65歳に達するという統計をもっていた。Hatzfeld, op. cit., p. 243.

(49) 老齢者扶助法による年金は，コミューン平均で年額180fr. 最高額のパリでは年360fr. であった。上院委員会の老齢年金法案の場合，平均的被用者は65歳から老齢年金法による年金335fr. を受けとることになっていたが，自己負担分を除いた雇主と国家拠出分は225fr. でしかなかった。Malzac, art. cit., pp. 479~481.

(50) 個々の企業が年金制度を受け入れる際には，非経済的要因として，社会カトリシズムも無視しえない。

(51) 1905年急進社会党大会において，エリオ (Edouard Herriot) が提出した決議案。これらのうち，所得税創設と相続税改正が重視されていた。Charpentier, op. cit., p. 399.

った[52]のである。それ故，負担を強いられる中産階層は，こうした増税そのものに反対するばかりでなく，老齢年金法をも認めることができなかったのである。所得税法の支持者と反対者は老齢年金法の支持者と反対者に対応するという指摘も，両制度のこうした関係を考慮すれば首肯できよう[53]。

4. 農民，職人，小商人といった小生産者層——小企業主や労働者層の一部とオーバーラップしている——は，当時のフランス社会の中心的部分を占めていた。すでに述べたように，1910年老齢年金法は一定所得以下の小生産者層を対象に任意保険制度を設立した。強制制度の適用が困難な小生産者層を任意制度によって捕捉しようとしたのは，保険に対する認識を深め，保険制度を拡大したいとする意図に由来すると言われるが，むしろ，社会的にも政治的にも，広範に存在する小生産者層に配慮せざるをえなかったからであると考えられよう。とはいえ，この立法の主要な対象は，あくまでも賃金労働者であって，小生産者層は，保険対象から除外されていない場合でさえ，任意保険制度の下で相対的に不利な状態に置かれていた。

このような小生産者の世界は，個人的な努力によって労働者から小企業主への階梯を上昇していく「自由な人間の社会」なのであって，社会的階級制度に流動性を与えるという機能を果していると考えられていた。小生産者のこうした「自由主義」的観点から，老齢年金法は個人的努力を無気力化し，その強制原則によって，労働者の自発的な貯蓄の機会を奪い，社会階級を固定化するものだという批判が現れる。

また，小生産者には，絶えず階梯を逆戻りする危険がつきまとっていた[54]から，「雇主の状況は，時には，労働者のそれよりもより困難である[55]」という発言もなされ，こうした観点からは，老齢年金法は彼らを差別するものであり，賃金労働者に対する特権付与であるという批判が加えられる。しかも，老齢年金法は，給付が低額であったばかりでなく，年金年齢以前においては，死亡や永久廃疾以外，事故や不時の場合を保障するものではなかったから，小生産者は彼らの貯金の使途を自由にしておいたほうが有利であると考えがちであった。

小生産者に共通する事情は，勿論，農民の場合にも同様であった。農業労働者や小作農は「役人の退職年金を羨望して[56]」おり，農民団体は老齢年金を有する共済組合の発展に努力していた。しかし，農民の世界も，一般に，老齢年金法を必要とするものではなかった。農村では，労働者でさえ多くは土地を保有していたし，家族で耕作に従事している農民にとって「退職」は考えられないことであった。農民は老齢年金の積立てをするよりも彼らの土地を殖やすために貯蓄する方を好んでいた[57]。雇用の臨時的性格[58]や外国人労働者が多いといった農業雇用の複雑性が年金制度に適合しないという事情もあり，根強い国家不信[59]が強制原則に対する反撥を引起したという事情もあった。加えて，老齢年金

注(52) 1907年クレマンソー内閣蔵相カイヨー（Joseph Caillaux）の所得税法案が下院に提出され，1909年に下院通過後，1914年に成立する。所得税問題については，森恒夫，「フランス資本主義と租税」，東京大学出版会，東京，1967年，185-208頁を参照。

(53) Hatzfeld, op. cit., pp. 315-6.

(54) 老齢年金法には，賃金労働者に「転落」した雇主や雇主になった賃金労働者の権利についての規定もあった。Pic, op. cit., p. 196.

(55) Hatzfeld, op. cit., p. 89.

(56) Michel Augé-Laribé, La Politique Agricole de la France—de 1880 à 1940, Paris, 1950, P. 114.

(57) Hatzfeld, op. cit., p. 284, また，次の話は農業労働者の心情を表わしている。ある地主が彼の使用人に老齢年金法を説明し，賃金から被用者拠出を控除すると告げると，労働者は賃金切下げになるのでそれに反対した。そこで，地主が雇主拠出の他に被用者拠出分も彼が負担しようと提案すると，労働者は地主の負担分を，直接現金で受けとりたいと答えた。J. H. Ricard, 'La loi des retraites et les syndicats agricoles' R. P. P., Tome 74, 1912, p. 440.

(58) 多くの地方において，土地耕作は，一人か二人の耕作青年（garçon de culture）を使って，家族で行なわれる。一般に，農村の賃金労働者は一定年数——例えば，結婚するまで——だけ雇用され，その後は，分益小作農や借地農や小自作農になるか，都市へ出て行く。農家の手伝女も結婚すると仕事をやめ，その後は，時々日雇いで働くだけになる。ibid., pp. 442-3.

(59) 農民も，国家が巨額の資金を管理することに対する不安感を隠さなかった。国際情勢は武力衝突の可能性を孕んでいたから，「国はそれを戦争の財源として利用しないだろうか」と，彼らは自分たちの積立金が盗まれるような不安を感じていた。地主の中には，労働者の拠出を促すために，もし国が老齢年金の約束を守らない場合には，自ら責任をとると約束した人もいた。ibid., p. 443.

法は手続きが煩雑で給付額が乏しかったから，農村においても不人気であり，コミューンの首長が，その職務上，時には罰金によって脅し乍ら加入者を集めたりすることもあったほどであった。[60]

伝統的自由主義社会の破壊，所得税という新たな負担の賦課，老齢年金法自体の不十分性といった事情が，小生産者層を老齢年金法の阻害者とすることになるのである。

5. 強制的老齢年金法の反対者たちは，それにとって代わるべきものとして自発的な拠出に基づく老齢年金制度を支持していたが，彼らにとって期待の的となっていたのが，民間保険機関とりわけ共済組合であった。

フランスでは共済組合組織は，中産階層を主要な基盤に広く発達をとげていた。ところが，共済組合と老齢年金法とは競合的側面が多い。単一の老齢年金中央金庫を創設し，それに年金業務を集中するという法案は，共済組合の地位を脅かすものであったし，共済組合を経由した年金への加入が認められた時でさえ，共済組合は「単なる中継地」にすぎなくなってしまうと考えられた。

だが，年金法が共済組合にとって有用な側面もないわけではない。全国的規模の年金制度の設立は，安定した年金業務の運営に必要な多額の資金の集中を可能ならしめることによって，その翼下に入る共済組合により高い安全性を保証するという効果をももち得るのである。

結局，共済組合は，すでに指摘したようないくつかの特典を付与され，老齢年金制度の中に有利な位置を与えられたのであった。

6. 老齢年金法に対する批判は枚挙に遑がないとさえ言える。ともあれ，1910年老齢年金法は，その最初の法案提出以来長期間にわたって議会で審議されてきたにもかかわらず，さまざまな勢力の利害錯綜の狭間において成立するという経路を辿らざるをえなかったため，一つの原則を打ち立てながらも，十分な実効性をもった年金制度を創設するには至らなかったのであった。

Ⅳ 1910年老齢年金法の挫折

1. 老齢年金法の実施

老齢年金法実施のためには細則の決定が不可欠であったが，1911年3月，ブリアン内閣に代って成立したモニ内閣のもとで，その施行細則が公布された。いくつかの省令も出された。そして政府は，議会の同意のもとに，1911年7月3日を年金法の施行日と定めた。[61]

ところが，老齢年金法に反対していたＣＧＴなどの労働組合は，拠出金の支払や年金カードの提出拒否を促すための活発な宣伝を行なっていた。老齢年金法は，掛金を拠出しない者に対する強制の規定を有していたが，これは雇主を主要な対象としており，この立法によって恩恵を受けると考えられていた労働者の側から，このような組織的抵抗運動が起るのを，立法者は想定し得なかった。年金加入者リストの作製を委ねられていたコミューンの役所は，労働者の年金法拒否に出会って，たちまち困難に陥ってしまったのであった。

そこで，モニ内閣の労相ポール=ボンクールは，1910年法第23条[62]の規定を援用して，雇主を法の実施に協力させる方針を採用した。すなわち，労相は，雇主に対して，労働者が年金カードを提出しないような場合でも，賃金から労働者拠出分を控除して，雇主拠出分とともに治安裁判所の書記課（le greffe de la Justice de paix）に払い込まねばならないと命じた。雇主側はこうした方策を認めず，5月末以降の国会でも，この点は議論の的となったが，結局，政府はこの方針を実行に移した。

一方，下院では，老齢年金法の不評を挽回するために，老齢年金法を改正すべきであるという声が強く，6月15日に，年金年齢の引下げと国庫給付の増額を政

注(60) ibid., p. 438, しかし，まもなく，罰則が適用されえないことが判明する。ibid., p. 442.

(61) Bonnefons, op. cit., 218-20, 228.

(62) 1910年老齢年金法の第23条には次のような条文がある。「現行法によって規定された証紙貼付がなされずに不足が生じた時は，雇主や被保険者は，遺漏された拠出に等しい罰金を課せられる…。規定の証紙を貼ることが不可能である雇主は，彼らの負担すべき金額を，毎月末に，治安裁判所の書記に払い込むことによって，それを弁済することができる……。」Pic, op. cit., p. 183.

府に対して勧告した。[63] 蔵相のカイヨーは，1912年予算法の中に老齢年金法の修正案を含めることを認め，かくして，改正法が実現することになる。[64]

2. 老齢年金法の改正

最大の譲歩を強いられることを恐れた上院と，なによりも老齢年金制度において強制原則を成立させることに主眼を置いた政府との，妥協の産物として成立した1910年老齢年金法は，成立当初から不完全な立法であると見做されており，政府内部においても法の修正が必要だと考えられていた。[65] 成立時点において，政府は同法の個々の条項の是非を必ずしも厳しく問わなかったのであった。法の施行が，実際に困難に直面したあとで，1912年2月27日の予算法において，[66] 1910年老齢年金法は大きな修正を受けることになる。

その主要な修正個所は次の通りである。[67]

(1) 年金年齢は65歳から60歳へ引下げられた。それ故，強制拠出も60歳で終る。減額年金は，従来通り55歳から受給可能であり，また，年金受給は65歳まで延期できた。

(2) 国庫給付金額が引上げられた。30年間拠出した正常被保険者の受けとる国庫給付金額は60fr. から100fr. に引上げられ，15年以上30年未満の拠出期間の被保険者に対しては，一年につき3.33fr. の割合の給付金が支給されることになった。また，積立金運用制度が一部変更され，国庫負担分について賦課方式が適用されることになった。

(3) 16歳以下の子供を3人以上扶養している被保険者は国庫給付が一割増額される。また，徴兵義務期間の2年間は，年金額決定の際に，拠出期間として算入され，婦人の一回の出産も一年間の拠出として算入される。

(4) 1910年法の施行日であった1911年7月3日に30歳以上になっていた未加入者であっても，1913年1月1日以前に過去の拠出分を払い込めば，経過措置の恩典を受けられるように回復措置が設けられた。

3. 老齢年金法の挫折

1912年に法改正がなされたあとですら，依然，年金法に対する労働者の関心は高まらなかった。もはや，この改正年金法に対して「死者のための年金」であるという非難は蒸し返されなかったが，CGTは，この改良が見せかけのものであるという主張をやめなかった。[68] 国庫給付が引上げられたにせよ，年金年齢が引下げられた結果，正常年金額は低下することになったが，CGTはこの点を捉えて年金がとるにたらない金額になったと批判していた。[69]

注(63) Bonnefous, op. cit., p. 311.

(64) 労相のポール=ボンクールは，立法全体を危機に陥し入れるという理由で，1912年予算法の中に新条項を入れることに反対した。ibid., p. 230.

(65) The Economist, April, 9, 1910.

(66) モニ内閣のあとには，老齢年金法の改正を公約したカイヨー内閣が続くが，年金法修正法が成立したのは，その次のポアンカレ内閣の時代で，時の労相レオン・ブルジョワがその成立に貢献した。Bonnefous, op. cit., pp. 224, 275. Hatzfeld, op. cit., p. 63.

(67) 修正点については，Pic, op. cit., pp. 178-9. 185-7. 197. を参照。

(68) 1912年のCGTル・アーヴル大会は，次の理由で年金法の僅かな改良は受け入れられないと宣言した。(イ)拠出制度，カード制度，積立方式原則において大きな変更はなされていない。(ロ)年金額が引下げられた。(ハ)「破壊・殺戮事業（des œuvres de destruction et de carnage)」に毎年15億も浪費されているのに，国庫給付は少ない。Léon de Seilhac, 'Revue des Questions ouvrières et de prevoyance' R. P. P., Tome 74, 1912. p. 177.

(69) とはいえ，実際には，同一年齢で年金を受給するとした場合，1912年法の年金額は1910年法のそれよりかなり高かったのである。

被保険者の加入年齢（歳）	老齢年金の受給年齢（歳）	老齢年金の総額（fr.）		
		1910年法の場合	1912年法の場合	差額
15	60	223.63	287.11	63.18
15	65	376.08	478.08	102.00
30	60	141.64	204.82	63.18
30	65	241.98	343.98	102.00
50	60	67.38	123.20	55.82
50	65	120.96	210.96	90.00

出所：Pic. op. cit., p. 189.

また，既述のように，政府は雇主に対して，労働者が年金法への加入を拒否した場合でも賃金から保険料を控除するよう強制していたが，1911年12月以降（1912年6月，1913年2月）の一連の破毀院の判決は，政府のこうした方針を認めないものであった。破毀院は，労働者が年金法への加入を拒否した場合，雇主は賃金から労働者拠出分を源泉徴収する権利を持たないし，雇主の側でもその拠出分を払い込まなくともよいと判決した。一般に，雇主にとっても，労働者が年金法に従わないことは有利であったから，こうした判決は老齢年金法の強制原則を骨抜きにする効果をもつものであった。(70)

公式統計は1912年1月1日現在の登録被保険者数を7,072,898人と発表したが，これは予定の半分にも達しない人数であった。しかも，その大部分の人々は事務的に登録されたのであって，加入届にサインしていたのは256万人余にすぎなかった。(17)

1912年2月の年金法改革後も，政府は年金制度の改善と普及に努力していたのではあるが，(72) 結局，加入者数は低水準のまま推移し，この年金法は有効に機能しうる状態に至らなかったのであった。

労働者農民老齢年金法は，当時「第三共和制の最大の社会立法」と讃えられて成立したのではあったが，以上のように，その後の経緯は振るわなかった。とはいえ，この立法はフランスに初めて本格的な社会保険制度をもたらし，また，それ以後の社会を方向付けたのであって，立法経緯の全体は，むしろ，その時代と社会を象徴するものであったといえよう。

第一次大戦後の一変した情況下において，この立法の経験の上に新たに社会保険法が制定され，労働者農民老齢年金法は，実質的に，その地位をとって代られることになるのである。

（大学院経済学研究科博士課程研究生）

注(70) 第一次大戦後，1912年の破毀院判決が年金法の違反者への有効な制裁を妨げ，年金法を失敗に導いたという説明がなされた。Edmond Villey, 'Reflexions sur le projet de loi relatif aux Assurances Sociales' Revue d'Économie Politique, tome 37, 1923, p. 375.

(71)

老齢年金保険――――加入者数と拠出金額

金庫の種類	被保険者数（注）					拠出金額
	強制保険		任意保険		合計	(fr.)
	男	女	男	女		
老齢年金全国金庫	2,040,752	750,075	200,172	130,481	3,121,480	23,987,279
県金庫	57,390	41,923	7,755	6,464	113,532	551,183
共済組合	95,289	33,808	10,549	6,326	145,972	837,945
企業主・経営者金庫	85,046	8,485	9	1	93,541	663,975
合計	2,278,477	834,291	218,485	143,272	3,474,525	26,040,384

（注）1912年12月31日現在の保険諸金庫に開設された口座数，これらの口座は県知事によって出される報告書の送付に基づいて開設される。

出所：Annuaire Statistique, Vol. 32, 1912, p. 274.

(72) 1912年6月24日の政府によって上程された法案は，次のような改革を意図していた。(イ)年金制度の改善・簡素化。具体的には，37種類に及ぶ証紙の単一化，賃金の支給日ごとに証紙を貼付することになっているのを改め，3カ月ごとの証紙貼付も認める，集金組合（sociétès collectrices）にも拠出金受額を認める，身分証明カードの廃止，などである。(ロ)23条問題に関して，雇主が労働者拠出の徴収を拒否する場合には，雇主に直接税を課し，それによって拠出分をとりたてる。とはいえ，この法案は成立しなかった模様である。Pic, op. cit., pp. 229—231.